

長期的には企業の投資意欲が減退し社会経済全体が衰退することが予想され、人口動態的な衰退と経済の成長が平行して存在した社会がなかったことからすれば、このマクロソシアルな関係づけを正面から探求する必要性は少なくないといえよう。

### 高齢化

少子化による家族構成の小規模化と寿命の延びによって、社会の高齢化は急速に進んでいる。全人口に占める60歳以上の人口の割合は、第二次大戦後すぐの1946年には16パーセントであったものが、今日では20パーセントとなっている。また90歳以上の老人は1950年には4万人であったものが、現在では40万人にまで達している。ヨーロッパ統計による将来推計では、過去50年で高齢化の延びは3.6才であったものが、今後50年間で3倍の10.5才になるとされている<sup>6</sup>。

かつては「貧者の資本」といわれた子どもたちは、老親にとって社会保障の役割を担っていて、親子どうしの私的で、直接的な連帯は、今風の言い方を借りれば社会のセーフティネットとなっていた。子どもは、何よりも労働者としての役割が期待され、血統の継承者であり、将来において両親の面倒をみるべき存在として位置づけられてきたのである。このような若者と老人の間の私的連帯によって老人の面倒がみられていた時代は、産業化の到来とともに、子どもたちが労働者化することによって私的連帯は崩壊していく。それにとまって、公的連帯＝福祉国家の展開による退職者の自律性の獲得によって親子関係に直接的な依存関係はなくなっていく。社会保障給付に頼って子どもを持たない選択をしたとしても、それももちろん精神的な家族間交流の代償とはなり得ないにしても、金銭的、物質的な面でもの保障は確保される。家族的なものから社会的なものへと移し替えられた成人の子どもと老親の扶養関係を、ジャック・ビショは「子どもの相互保険化」と呼んでいる<sup>7</sup>。

「子どもの相互保険化」によって、人々は子どもを持たないことによってもたらされるリスクから解放され、子どもから見た場合には、親の面倒を見る義務から解放されることになる。しかしながら、このシステムは保険料の支払いが安定してなされ、将来の支払者である子どもの教育が果たされることによって確実に維持されていく構造となっているが、そのシステム自体には支払い者を再生産する動因を内在させていない。反対に、支払者である子どもを産まなくとも集合的利益が得られるため個人の戦略的、合理的計算は、出生力を減少させる方向に向かうことが考えられる。子どもを持たない共働きの夫婦は、その収入の大きさから、子どもを育てた専業主婦の夫婦よりも高額の給付を受けることになっている。そのことは、すなわち「子どもの相互保険化」のシステムがそれ自体で再生産していく機構を持っていないということであり、自己統制の装置を持たないシステムだということになる。このようなシステムは、子どもを作ることへのインセンティブを欠いているだけでなく、自らの崩壊を内在させているシステムであるといえなくもない。

子どもの少ない社会において、退職者後の生活を資産運用によってまかなうという方向

性も主張されている。しかしながら、自助努力による老後の生活設計は、完全なものではない。実際、退職者はその収入の25パーセントを資産運用によって得ているが、それらの多くは不動産の資金としてかあるいは生産資本として利用されているのであるが、それらも多くの収益を望めるようなものではない。だいいち人的資本を欠く社会において、生産の増大を望むことは困難であり、資産運用による老後の生活設計の可能性もそれだけ少なくなるということである。

少子高齢化社会の労働力供給の問題は深刻であるが、外国人労働者にたよるとする選択肢もあり得ないわけではない。しかしながら、産業構造の変化、とりわけ情報化は単純労働者の職域を狭めており、技術者の需要を拡大させている。その点からすれば、発展途上国からの労働者の移入は、実効性がないということになる。

そこで出産へのインセンティブを形成できるような、子どもへの支出・投資に見合った形で社会的再配分がおこなわれ、それが衡平であると納得できるような新たなシステムが必要となってくる。それはおそらく、子どもを産むか産まないかの自由を承認した上で、出産へと人々の行動をうながすようなデモクラティックなシステムとして構想されなければならない。この点については、ビショによる新たな家族政策の提言をとおして、最後に検討を加えることにしよう。

#### 少子化の政治社会への影響

少子化によって、選挙権者の年齢階層も高齢化していき、その結果政治は、数的優位に立つ老人を中心に据えた政治になり、彼らのニーズを中心に展開されていくようになる。反対に、子どもや若者の要求は相対的に弱体化していく。たとえば、国家の財政計画の中で老人向けの財源を拡大し、子どもや家族のための財源として用いることを禁じ、家族への減税も実行しないで、老人のための支出によって国家財政が赤字に陥ってしまったとすれば、ある特定のコーホートに属する老人の利益を守るために、国家の財政赤字を補填することになる未来の世代に負債を追わせていることになってしまう。

地方財政においても、財源は限定されていることから、保育園をつくるかあるいは老人のためのクラブをつくるか、若者のためのスポーツ施設を作るか老人の娯楽の場を作るか、といった差し迫った政策の選択を強いられることは日常的に存在する。このような場合に、政治的決断を左右するもっとも大きな力となるのが、各世代の選挙戦における比重の重さである場合が多くなる。かならずしも政策担当者の政治的倫理観が優越するというわけではない。従って老人の多い地域においては、安全保障が優先され、政策を明らかに顕示できる制服の警官を増やすという政治的演出が行われがちとなって、社会指導員の地道な予防的活動に対しては選挙権者の評価が得られにくいので、後回しにされることもよくある。

このような老人の数的優位によって、若い世代のニーズが取り上げられないことになると、いきつくところは「世代間抗争の危機」である。しかしながら、デフレ状態にある若

年人口は、政治的にインフレ人口世代に敗北を余儀なくされる。CSG(contribution sociale généralisée 一般社会貢献税)は家族の担税能力を無視した一般税であり、形式的平等は、既存労働者を優遇し、これから労働市場に入ろうとする若者を冷遇する結果となる。このようなく選挙権力>を抱える老人世代の影響力が増大すると、若者の流出への動因にもなりかねない。少子化の継続するデモクラシーの社会は、このような意味で世帯間抗争への導火線が引かれているといえ、若者へ開かれていないデモクラシーは、十分に機能することはないし、かれらの政治的無関心をもたらし、投票行動へも向かわないということになってくる。

さらに、少子化は国内政治に対して影響力を持つばかりでなく、国際政治に対しても少なからず影響力を持ってくる。人口構成の変化によって、政治地図は多数派の側に塗り替えられ、人口の多い途上国の発言権が増し、他方では、人口の減少傾向にある先進国の若年層の海外支援への潜在的能力が低下し、途上国への支援が後退することも考えられる。

また、少子化がもたらされると、都市化にともなって都市への人口流出がおこなわれると地方の活力を奪い、過疎化した村落では老人の政治的比重がますます増大し、流出圧力が増してくる。それとともに、出生力が後退し、出生率も低下していく。とりわけ、都市への女子労働力の流出が男子よりも多いことによって、村落の男女構成がいびつになり、結果的に出生率を下げてしまうことになる。そのことはさらに、村落の高齢化をもたらして、老人社会に生きる若者が自身の次世代を作り上げていくことへのインセンティブを持たなくなってしまい、ますます少子化が進行し、農村部においては人口減少のスパイラル化現象がもたらされる。このようにして、国内の地方と都市とのバランスが崩れ、それぞれの多様性と特性を生かした国の豊かさと調和が損なわれてしまうことになる。

さらに、少子化は社会における価値の継承に関して重大な影響をもたらす。文化や文明は世代間の継承が上手くおこなわれることによって発展し、豊かになっていくものであるが、豊穡な文明の数多くの目録を引き継がせるには、たとえ情報を処理する技術的な進歩がもたらされてきているにしても、多くの承継者が必要であり、そのことによって社会の多様性も維持されていくのである。しかしながら、少子化によって承継者の数が減少すると、それだけ知的文化的遺産が縮小し、文明が衰退してしまうことになる。現在は、常に過去と未来の結節点に現出しているのであり、その繋ぎ手がいなくなるということはその流れを途絶えさせてしまうことになるのである。

このように見てくれば、少子化の問題は単に量的な問題であるばかりでなく、人々の生活の質に関わる重大な問題であることが理解されるのだけ、それは、国内政治だけでなく国際政治の問題でもあり、ひいては未来と文明の問題であるということが言えるのである。

### 三 少子化の原因

少子化は、さまざまな要因が重なり合ってもたらされていると考えられるのであるが、なかでも家族生活における個人化の浸透と子どもにかかる費用は見逃すことのできない要

因となっている。Panoramiques 誌では、家族の個人化について、68 年世代の家族観をイヴリーヌ・シュルロと 68 年世代を代表してジャーナリストで著述家のジャンクロード・ギボーとの対談を掲載し、さらには家族法の変化を個人化現象としてとりあげ、子どもの費用については、子どもにかかる費用が社会給付によってどのくらい補填され、その社会階層ごとの効果を検証して、社会給付の問題点を明らかにしている。

個人化とは、人々が自らの生き方を自分で選択し、決定づけるようになることをいい、社会の個人主義化とはこのような個人の意味づけの多様性を承認し、制度的な拘束に従って生きることを強制しないことを意味する。婚姻の強制力は弱まり、離婚が増大し、事実婚が増え、婚姻外の出産は普通のことになり、他方では、女性の社会進出が拡大するとともに家族の中での関係が変化し、自立した当事者同士の交渉関係へと変化していく。この変化を背景に、法のあり方は、家族法の教育的効果によって制度性を再構築する方向ではなく、自制的な新しい家族秩序を多様性のままに承認して、さまざまな選択肢を認める多元的な法へと展開していく。たとえば、カップルのあり方に関して、PACS(連帯民事契約法)は、婚姻外のパートナー関係を法的に認めて、一定の社会経済的な保護を与え、その保護の象の中には同性愛者のカップルも含めている。婚姻制度を中心において、それ以外の関係は非正統なものとして排除していくのではなく、婚姻と並んで、婚姻外のカップルも、その実態に応じた法的保護が受けられるようになったのである。このようなそれぞれの生き方を認めていくような法のあり方をもたらした個人化は、歴史的には 1960 年代に始まったと言えるが、イヴリーヌ・シュルロとの対談の中で、個人化をイデオロギー的に最初に実践していった 68 年世代を代表してジャンクロード・ギボーはその世代の思想や家族観について語っている<sup>8</sup>。

### 家族の拒否

68 年世代が家族を拒否し個人化の道を進めていったのは、一つは家族は保守思想そのものを体現するものだという風潮が支配していたからである。家族を社会の基礎的単位とみなして、制度的な拘束の中に個人の欲望を押し込めってしまうような家族制度のあり方は、家族を社会そのもののレプリカだと想定した家族主義思想そのものであり、19 世紀的ブルジョワモラルの残像と彼らには映ったのである。それにくわえて、フランスの家族主義は、複雑な歴史的経緯を持っている。というのは、フランス革命は貴族的個人主義の退廃に対するブルジョワ的モラルの闘いという意味合いを持っていたのであり、当時の家族主義は革新的思想でもあったのである。さらに、1920 年代の中絶禁止法の制定では左翼が支持にまわり、子どもの数を確保し国家資源を維持することへの至上命題は左翼においても支配していたのである。第二次大戦後、ナチスの傀儡政権を指揮したペタンの標語『労働・家族・祖国』は家族主義を象徴するものであるが、このペタン政権への嫌悪感は 68 年世代が、家族主義への反抗の姿勢を見せることに一役買っていた。68 年世代にとって「家族はブルジョワ的、保守的価値を持つものであり、ペタン主義の延長線上にあるもの

と考えられた」のであり、家族のメタファーへの反抗心は何倍も強かったと言える。それは彼ら自身が、ブルジョワ的モラルに支配された、婚姻家族の中で育ってきたことにも一因がある。68年当時、家族は全体主義・制度主義 holisme と個人主義の対抗の枠組みで捉えられ、家族は個人を保護するものか、個人自由の抑圧物であるのかとの問題設定のもとで議論された。フランスの再興という目標に向かって、社会的一体感のモラルのもとで育てられた戦後育ちの68年世代が大人になったとき、平和が到来し、ヨーロッパは再興され、植民地戦争は終息していき、苦行、禁欲への懐疑が生まれ、彼らは、65年以降、快楽主義と個人主義へと急速に傾斜していった。すでに進行を開始していたこのような社会の深層部における変化は、68年になって大きな政治的表現となって現れたのである。

このように、ブルジョワ的モラルに反抗し、快楽主義を是とし、個人主義へと傾いていた68年世代が、ピューリタニズム的なマルクス主義に走り、集団主義的表現へ向かい、連帯を標榜したのは、奇妙なことである。それは、おそらくアトム化する社会、個人化の優越する社会の相貌が見えてこようとしたときに、その個人主義から脱却しようとして集団主義に走ったものと理解することができる。本質的に、個人主義的で快楽的な戦後世代は、レーガニズム＝サッチャリズムを先取りした、新自由主義者であったとも言えるのである。

そのような彼らにとって、子どもを持つことは、家族の絆や責任のもとに自らの思想を譲歩することでしかなく快楽主義は母親役割と距離を置き、父性という責任を回避させ、そのことによって自らの子ども性を延長させていったのである。父親役割の拒否は、同時に社会的規則の体現者である父の拒否へと連なり、それは社会のあらゆる権威の拒否へとむかい、大学教授、企業経営者、さらにはドゴールを拒否するに至って、あらゆる禁止の影を拒むことになったのである。

他方で、連帯主義に立つ68年世代にとって、南北問題による豊かな国々による貧困国の収奪、資源の消費は悪であるとの理解がひろがり、旧植民地国への贖罪意識とローマクラブが報告した人口爆発への連帯感が重なり合い、子どもをつくることは反道徳であるとの意識が広がっていった。ギボーは、68年世代の個人化と少子化へ向かった要因にはこのようなところもあると分析している。

#### 子どもの費用

ドミニク・マルラシーは、少子化をもたらした原因を、子どもの費用に対して家族給付がどのくらい貢献しているかの視点から分析し家族政策の効果を検証している。

子どもの費用がどのくらいかかるかは、子どもの年齢、家族の収入、子どもの数によって異なってくる。したがって、子どもの費用は一律ではなく、家族の実態に応じてさまざまな費用があることになる。それをマルラシーが試算をしたものが次の表である。

家族の収入／月	子ども1人	子ども2人	子ども3人	子ども5人
5000F	1226F	985F	823F	619F
15000F	3678F	2955F	2468F	1857F
25000F	6132F	4924F	4114F	3095F
35000F	8585F	6894F	5759F	4333F
45000F	10138F	8864F	7405F	5571F
55000F	13491F	10833F	9051F	6810F

さらに、夫婦共稼ぎで子どもを託児所に預け、月に17000Fの収入がある家族を想定した場合に、どのくらいの費用がかかるかを、マルラシーは、家族手当が子どもの費用をまかなうにはとても足りないことを示すために、二つの家族を比較しながら説明している

子ども二人の家族では、合計180万フランの費用が家族によって子育てと教育のために費やされ、子どものために家庭内で費やされる時間を費用計算すると、費やされる時間は20670時間でありこれをSMIC最低賃金をもとに計算すると、490万フランとなり、これに対して家族手当の総計は36万5千フランでしかない。

子ども三人の家族では、合計265万フランの費用が家族によって子育てと教育のために費やされ、子どものために家庭内で費やされる時間を費用計算すると、費やされる時間は30400時間でありこれをSMIC最低賃金をもとに計算すると、730万フランとなり、これに対して家族手当の総計は90万フランしかない。

したがって実質的に見れば、子どものいない家族と比較した場合に、子ども二人の家族では633万5千フランも多く費用がかかり、子ども三人の家族では905万フランもの費用がかかっている。子どもを社会の公共的存在として承認し、その負担を社会が引き受けるという立場に立つとすれば、社会給付が子育て費用を補填するにはほど遠いこの現状は、子育てをするものにとってきわめて不公平であるといわざるを得ないことになる。

子どもができるとどのくらい生活水準が下がるかについて見てみると、収入によってその結果は違ってくる。月5240フランの収入の家族では、子ども二人までは13ないし14パーセントの低下であるが、それ以上子どもを産んでも生活水準の低下は3パーセントにとどまりほとんど下らない。それはもちろん、生活そのものがもはや下がりようのない水準であることによっている。月額1万フラン程度の収入の家族では、家族手当と税制を考慮してみると、生活水準の低下は20パーセント前後で一定していて、極端な低下はみられず、家族政策はこの水準にある家族に対しては機能していると見ることができる。しかし、それ以上の収入を得ている家族においては、子どもが増える毎に生活水準は確実に低下していく。たとえば、月31440フランの収入の家族では子どもが一人の場合には、18パーセントの低下であるが、二人で26パーセント、三人で34パーセント、5人で44

パーセントの低下となる。これは、この水準の家族が、高い教育レベルを維持しようとする傾向にあることからもたらされている面が大きい。いずれにしても、家族政策の効果は、この水準の家族に対しては小さいといえることができる。

## 五 女性の家庭生活と職業生活の両立

前章で検討した少子化の原因よりもさらに大きな影響を与えているのが家庭内の女性の地位の変化であり、女性の社会進出である。そのことを、出生力低下に対する女性行動の変化の影響として考察しているのはイヴリーヌ・シュルロの論文である<sup>10</sup>。

彼女は、この 25 年間の女性を取り巻く環境の変化によってどのようにして出生率が低下していったかという視点から考察を加えていく。「女性の出生力の低下、年間出産数の低下は、女性が今日自らの人生の道筋とその生き場所を管理し、母性の選択を遅らせるとともに、その量を縮小させていることからもたらされている」という定式について検証しようとしている。避妊法の浸透によって、女性が出生力を管理し妊娠をコントロールすることができるようになったことによって、女のが行動様式がどう変わった結果、出生力の低下がもたらされているのかを分析するのである。

避妊法を自らの手のもとでコントロールできるようになったことから女性は出生力に対して責任を持つに至った。しかしながら、その責任は、女性が自分自身の潜在能力を発展させるという社会的義務と家庭を持ち子どもを産み育て、そのことによって社会に貢献する義務とがアンビバレントな状態の中に引き裂かれたかたちで存在している。妊娠の時期を管理し、決定していくことが自分の責任でできるようになって、女性たちは、勉学や職業訓練を行い、自分自身を発展させることに向かった自律性を獲得していったのである。

その結果もたらされたものは、婚姻年齢の上昇であり、1972 年に平均婚姻年齢は 22.4 才であったものが、1998 年には 28 才となっている。それだけではなく、未婚者の割合も増加し、1972 年に婚姻したものは 94.8 パーセントであったものが、1999 年には 58.2 パーセントに低下している。つまり 10 人の女性のうち 4 人は結婚していないということになる。しかし、婚姻率ももっと低下したのは 1994-5 年にかけてであり、その割合は 47.7 パーセントまで低下していた。1996 年の税制改正により、非婚者の優遇税制が是正されることによって、婚姻率は近年若干上昇を見せている。

女性の自立は、女子が最初に子どもを持つ年齢も引き上げている。1972 年から 1997 年にかけて女性が初めて子どもを持った年齢は、24.3 才から 28.4 才へと上昇している。これは、とりわけ大学入学資格であるバカロレアをとった女性に顕著であり、そうでない女性と比較してみると、平均して 4 才ほど第一子を持つ年齢が高くなっている。このことは女性の自立への準備期間が長くなり、職業獲得のための養成期間が長期化していることが、第一子を産む年齢を高くしているということになる。25 才を定点として、それぞれの世代で母親になっている女子の割合がどのくらいであるかをみると、1945 年生まれでは 61 パーセント、1955 年生まれでは 55 パーセント、1965 年生まれではわずか 37 パーセント

に低下している。問題は、この年齢で現在 63 パーセントの女性が子どもを産んでいないが、彼女たちが最終的に、この埋め合わせをするかどうかということになっている。

職業生活のために第一子の出産を遅らせても、完結出産率さえ変わりがなければ、社会の再生産は可能である。かつてはこのような楽観主義的見方が支配したこともあったが、この見方が誤りであることが最近の指標で明らかにされつつある。

その一つは、子どもを持たない、出生力を具体化しない女性の割合が、ゆっくりとではあるがしかし確実に増えていることである。その割合は、1945 年生まれの女子では 10 パーセントであったものが、1955 年生まれでは 12 パーセント、1965 年生まれでは 14 パーセントに増えていっている。

いまひとつは、1980 年以来、30 歳以上の女性による出産が増えてはいるが、若い母親の出生力の低下を補填するまでには至っていないということである。1972 年から 1997 年にかけて、20 才以下の母親による出生は 1000 人に対して 152 人減少し、20-24 才では 1000 人に対して 528 人減少し、25-29 才では 1000 人に対して 74 人減少し、30-34 才では 1000 人に対して 77 人増加し、35-39 才ではほとんど変化が見られず、40-44 才ではわずかに減少しているにすぎない。この数字の示すものは、30-34 才の年齢層で出産が増大してはいるものの、20-24 才の年齢層における大幅な低下をどうも補填するものではないということである。

このような事実に加えて、婚因数が減少しているということに影響も無視できない。婚姻をしているものでは平均して 2.5 人産んでいるのに対し、事実婚では 1.5 人しか産まないという事実があるからである。この事実を前提にすれば、少子化の進行している原因の一端が理解できるようにも見える。しかしながら第一子の 52 パーセントは、婚姻外で生まれていることや、将来の母親はすでに父となるべき男性と共同生活を送っていることからすれば、もはや事実婚であることは子どもを産むことへの障害とはなっていないのであって、その原因は他のところに求めなければならない。その一つとして考えられるのは、彼らが職業生活では発展途上にあり、その職業的成功の可能性を排除することなく、育児休暇を取って職業生活を中断することが十分には保障されていないということが考えられる。もう一つの条件としては住居の問題があり、懐胎し子どもを養育するだけの空間が十分でなく、たとえ妊娠しても未来の母親は保育園への登録をいそぎ、保母の助けを借りようとする現実がある。

いっぽう避妊をおこなうかどうかについて決定権を持たなくなった未来の父親である男性の側でも、子育てに必要な環境を作り上げることに協力することは部分的にしかできなくなっている。家庭内でわずかな協力をし、出産に必要なもの買い物をするくらいで、未来の母親が職業生活へつくことを支援し、子どもの世話をすることはきわめて少ない。にもかかわらず、現在、出産適齢にある女性の 95 パーセントが働いているのである。彼女たちは、自分自身の人生設計のなかで、学歴を身につけようとし、特別な職業訓練を受け、就職活動をし、研修を受け、また試用期間におかれているものも少なくない。このような



女性たちに対して、国家や地方当局によるの援助は限られており、そのような状況下で女性たちは、職業生活の開始の時期と出産との調整を計ろうとしているのである。この現実を背景にすれば、資格を持った女性が第一子を 30 歳以上になって産むようになったことは、なにも驚くべきことではないのである。

少子化には、また離婚のもたらす影響も無視できない。たとえ 30 代で子どもを産むようになったとしても、もしそのパートナーと別れるということがなければ、おそらく社会の再生産に必要な出生率 2.09 を維持することは困難でないかもしれない。離婚の割合は、20 世紀最後の四半世紀において絶え間なく増大し、かつては結婚したものの 10 組に 1 組が離婚していたのであるが、いまでは中小規模の都市で 3 組に 1 組となり、大都市に至っては 2 組に 1 組が離婚をするようになっている。

司法統計や INED の統計からは、事実婚のほうが婚姻の場合よりも別れる割合が多く、離婚や破綻は、ますます早まっていることが明らかにされている。両親が破綻し別れる時の子どもの年齢は 3 才から 5 才であることが非常に多く、彼らの母親は、いったんその時点で生殖役割を終息させることになる。新たなパートナーを見つけ、子どもを産むようになるにはさらに何年かの歳月を要することになる。

離婚の申し立ての四分之三は女性からなされており、女性は、子どもを自ら引き受けることを覚悟しながら、離婚を望むのであるが、男性が離婚後早い時期に新しい家庭を作るのに対して、女性は数年にわたって一人親としての生活を続けることが多い。その後機が熟したときに新しいパートナーを見つけることになるが、こんどは職業生活との調和を計り、愛する相手との間に子どもをもうけようとする。しかしながら、そのときには彼女たちは 36~38 才あるいはすでに 40 才に達していて、新しいパートナーも彼女たちもすでに出生力を低下させているのである。それゆえすぐに妊娠することは少なく、月日が流れていく。不妊に悩み、産科医に相談し、人口生殖を試みるに至るがしばしばそれは失敗に終わる。女性の肉体的な出生力のタイミングと職業生活のタイミングとの調整がうまくとれないで、職業生活のために自然の法則を無視していく結果、出産は遅れていくことになるのである。

このような現実を分析した上で、シュルロは、最後に次のように結んでいる。ともあれ、職業生活を続けることを望んでいる現代の女性は、職業活動への欲求を充足させるために出産を延期させ、自分たちの欲求を調整しようとしているという現実があり、そのような現実の多くは、社会のあり方が職業活動と家庭生活との両立を図ることができないような仕組みになっていることからもたらされている。そうであるならば、その責任者である企業、国家、地方公共団体は、出産と子育ての両立が容易になるように、若いカップルに対する支援をしなければならない。また、個人主義を称揚するばかりで、少子化の影響に目をつぶり、女性の成功は出産を放棄した代償としてもたらされるといった幻想を振りまいて、社会全体の連帯の必要性を説こうとしないメディアにも問題があるといえる。

## 六 家族政策の新たな模索

少子化問題を考える上で子どもにかかる費用がその原因であることを主張するものは少なくないが、子どもをつくり子育てをすることは、家族という私的世界の個人的な選択にとどまらず、社会の維持・再生産に貢献する社会的行為であることを正面から認めて、家族政策を構築していこうとする姿勢はこれまでは見られなかったということができるであろう。家族手当が、子育て費用をまかなうにはきわめて不十分なものとどまっているのは、家族生活は私的領域に属するのであるから、そこでの個人的行為の結果を社会的に評価し責任を負うべきではないという思想が横たわっているように思える。

このような考えに対して、根本的な問題提起をし、新たな家族政策のあり方にたいする大胆な提言がビショやドミニク・マルシラシー、ベアトリス・ステラによって *Panoramiques* 誌の終章において展開されている<sup>11</sup>。

ビショらの主張の核心は「家族をよくするためには多くのお金が必要である」とするこれまでの家族政策を支配している信念ともいべきものを拒否し、新たな枠組みを模索しようとするところにある。ビショは、これまでの家族政策を「伝統的なビジョン」のもとに展開される家族政策だとして、次のようにいう。

「物事についての伝統的なビジョンとの距離を持つようとすることは重要なことである。これまでの家族政策のよってたつ考え方では、周知のように、かならずといっていいほど社会給付、税金の減免、一定のサービスの提供が考えられてきた。このような考えは、現実にも適合して、妥当性を持っていたからこそ存続してきたというのではなく、そのようなやり方が習い事になって、集団的本能になっていたから続いてきたのである。」

このように批判し、ビショはまず家族政策のはたすべき役割について分析し、つぎに、現実的で不都合のないこれまでとはまったく異なる手法についてその可能性を探っていく。

### 家族政策の役割—連続する世代間の衡平な交換

世代間交換は伝統的には、親が子どもを産み育て、子どもが成人になると年老いた老親の面倒を見るという形でおこなわれるのがふつうであった。しかし近代化とともに、長寿化、それにとまなう引退の期間、教育期間の延長という三つの長期化によって重要な変化をこうむるようになった。教育期間は平均 22 年間となり、10 才から 15 才だったものがこの数世紀に大幅に延び、長寿化によって現在 60 才で退職を迎えても、なお 20 年から 25 年間の老後の生活が継続するようになっている。かつて、肉体的な衰えが引退をもたらし、引退後間もなく死にいたることが普通であったものが、いまでは引退後の 10 年は、肉体的にも知的にも衰えはなく、老後を過ごすようになっている。

福祉国家の登場によって、世代間交換は私的連帯から、公的連帯へとその主人公を交代させてきた。また、子どもの教育についてみれば、国民教育、子どもへの医療保険、手当が家族の支払うべき養育費と教育費を軽減化している。老人についてみても、その収入を

年金によって確保できるようになり、さらにはほぼ無料の医療保険の恩恵を受けている。つまり、現在ではかつてはみられることのなかった、世代間交換の社会化が進行しているのである。しかしながら、現在の世代間交換のシステムは衡平なものとは言い切れない。

一つは、若者のための資金投入は、1997年において、1兆5340億フラン費やされたのであるが、そのうち40パーセントは、教育、家族手当、子どもの無料医療保険として地方公共団体によって支払われているが、残りの60パーセントは家族それ自身の負担となっている。反対に、老人の費用はほぼ全額地方公共団体によってまかなわれている。その額は、1兆3千億フランにのぼり、そのうち1兆560億フランは年金にむけられ、およそ2千400億フランは退職者の医療保険に費やされている。老人を養うために家族の支払う私的費用は、全体として老人がその子どもや孫たちに出資した費用にみあってい手、双方ともそれほど持ち出しをしてはいない。

二つは、子どもを持つ親は若いときに子育てのために自分たちが支出した金額にくらべて、わずかな年金しか受け取ることのできない時代が到来しているということである。子育てをし、家族手当ではまかないきれないほどの養育費を払った親は、年をとり、引退をするようになってから、子育てをわずかしかしかないか、あるいはまったくしなかった老人たちと平等な老後が待っているというわけではない。子育てをしなかった者たちは、夫婦二人で働き、拠出金をたくさん支払っているのもそれだけ多くの年金を受け取ることになる。それは、年金制度が職業活動とリンクするような形で作り上げられていることからくるので、その結果子育てのために家庭にとどまった者の年金は当然に少なくなる。子育てを支援するさまざまな手当があるにしても、マルシラシーの試算によれば、1932年ないし1955年生まれの、3年しか働かず5人の子育てをした母親の世帯は、完全雇用にあって一人の子どもしか育てなかった世帯に比べて、24-28パーセントも少ない年金しか受け取ることができない。

三つは、子どもの数が多いほど、子育ての費用がかさみ、貯蓄して自己資金としての老後の資金も確保することができないことである。子どもが増えればふれるほど、預金をする余裕はなくなり、退職者全体に比べて25パーセント以上もの資金が蓄えられなくなるという。子どもに何かを与えたいという正当な欲求を、もし資産が同じ家族で考えたとなれば、子どもの数が少ない家族では終身定期金の形で容易に実践することができるのであるが、たくさん子どもをもてば年金に金利がついたとしても、相続への通常の期待に添えるようなものではない。結局、子どもがたくさんいると貯金もできず、職業生活からいったん退いてしまうと、ますますその預金を消費に回すことはできなくなる。

四つは、このような極端な不公平は、社会福祉の機能の誤った理解からもたらされている。現在働いているものが老人のための費用を支払っているのは、彼ら老人もまた退職者のために支払ってきたからである。若いときに彼らが年長者のために支払ってきた債務の履行に対する見返りをいま履行してもらっているのである。つまり、現在のシステムは、働いているものが支払う金額を老人の間で分配するという原理に立っているということな

のである。

働くものの支出した老人のための費用は、老人の生活のために用いられ、彼らによって直ちに費消される。それはすなわち、いま働くものの引退を準備するための費用とはなっていないということなのである。老人は死にゆくので、働くものの引退を保障するのは老人ではなく、次世代の子どもたちでしかありえない。退職金基金への拠出金を基礎にして、年金に対する権利を配分するという仕組みは、あたかも年金のための拠出を資本化するような構造になっているとすることができる。そこでは、常に配分と資本化、投資と投資への配当が同一の次元で語られているのである。このシステムを前提にしても実際には、いま働くものが自らの老後を準備するためにしなければならないことは、子どもを産み、育て上げることである。この点から見た場合、現行のシステムには決定的な矛盾を抱えているものといわざるを得ない。大人たちに将来の働き手に対する権利を与えるのではなく、それぞれの大人が子どもにどのように投資をしたかに応じて配分を決定することが求められていると考えるべきである。獲得ポイント数および勤続年数によっている老後の配分額は、若者への物質的、金銭的投資をいっさい考慮していないところに大いなる過ちを抱えていると言わざるを得ないのである。

五つは、家族政策を社会政策とを同視しているという過ちがある。現行の世代間交換の誤ったビジョンのなかで、家族政策の本来の意味は覆い隠されてしまっている。もし家族内で世代間交換が完結しているとするならば家族政策の必要性は少しもない。しかしながら、子どもたちが自分に対してではなく、他人に対して扶養義務を果たすことを親が受け入れることになってはじめて、親自身も手当を受ける権利を持つことになるのである。

家族政策の機能は、このような手当を組織化することにある。それは、社会政策のような援助の発想に基づくものではなく、衡平の思想に基づいているのである。そして、このような手当は、一つは、子どもの養育の重要な部分を家族手当という形で支払うことによって衡平を確保し、いま一つは、引退の時点で、子どもへの投資を回収するという形で衡平を確保する必要があるのである。

しかしながら、現実の多くのカップルは、自分たちが望んでいる子どもの数よりも少ない子どもしか産んでいない。それは、家族政策が子どもをより多く産んだものに対して、不利になるようにつくられているからにほかならない。

#### 家族間に衡平をもたらす、出産率を回復させるための世代間交換の構築

現在の家族政策の問題点を上のように浮き彫りしたうえで、ビジョンは最後に、世代間交換を公平化し、追加的経費のかからないこれからの家族政策のあるべき方向性を提示する。

その一つは、年金の計算方法の改革である。

老人のための拠出金の現在の仕組みは当然維持する。しかしながら、現在働いているものの年金のポイント計算の基礎の計算方法を変更し、それぞれの働き手が世代の再生産に対して果たしている貢献度を計算の基礎に含める。その貢献には、二つの方法が認められる。

一つは、拠出金やさまざまな税金などの現金を支払うこと＝「現金による貢献」によって、地方公共団体の子どもたちにむけられた財政支出への貢献である。いま一つは、「現物による貢献」とも言うべきものであり、両親による子どもの養育あるいは子どものための家庭内労働を貢献として評価するものである。

このような貢献度の計算方法の変更によって、老人への支出はこれまでどおり確保されることを前提に、老齢年金の配分において子育て費用を算入し、衡平を確保することができるようになるのである。

二つは、若者に対する投資への財政支援を衡平にするとともに、明瞭にすることである。

貢献度を測るにしても、「現物による貢献」は計量が困難であるし、また「金銭による貢献」も間接税等を考えると完全な個人化を図ることは難しい。

そこで、国民教育、家族手当、子どもの医療保険、母性保険は、働き手のそれぞれが個人的帳簿から出される唯一の拠出金によってまかなわれると考えることが必要となる。そしてこのような拠出金が、養育する子どもの数と年齢とを考慮したひとつの方式に従って、あらゆる収入に対して天引きされるとすべきである。そうすることによって、家族政策担当者と企業経営者の関係性を、それぞれが求めているように、解くことが可能になる。

子どもの数を考慮に入れた拠出金の計算は、現在の家族手当のかなりの部分にとって代わるなことになる。課税の天引きが減額することへの呼び水ともなる。たとえば、月に15000フランの収入で、幼児と青年の二人の子どもがいる家庭を想定した場合に。子どもにかかる費用が乳幼児に1000フラン以下、青年の子に1500フラン以下、収入の20パーセントを若者への拠出金だとすると、それは3000フランとなり実際に子どものために支出している費用は2500フランであるから、支払うべき拠出金は500フランだということになる。その結果、可処分所得は14500フランになり、現在の税と家族手当のシステムに従うよりも多くなる。

子どもの数が非常に多い家族の場合には、拠出金の額はマイナスになってしまうが、それは行政によって補填することになるが、現在よりはかなり少なくなる。両親の経済状態を問わず、それぞれの子どもに対しては同額が計算されるが、実際の支出は、子どもの数がきわめて多い家族か、貧困な家族に支払われることになる。

年金に関して言えば、拠出金の計算方法の正確な定式に従い、子どもを持っていない人と子どもを持っている人との間に格差が生じない額が保障されることになる。子どもを持っていないものは「金銭による貢献」が評価され、子どものあるものは「現物による貢献」が評価されることになる。たくさんの子どもがいて、拠出金がマイナスになる家族では、「現物による貢献」の最高ポイントが与えられる。中間に位置する家族では、金銭と現物の両方のポイントが計算されることになる。このようにして、子どものない人も、1～2人の子どもを持つ人も、そしてたくさんの子どもを持つ人も人口投資への貢献に従って年

金を受け取ることになる。(本頁の表参照)

ビショは、このような新たな家族政策の定式化を提言し、子育て費用を年金の計算の中に取り込むことによって、親役割の社会性を制度的に導入する試みを提示している。

	亀の家族。子ども1人を育てるカップル	兎の家族。子どもを5人育てる家族
カップルによって支払われる若年者拠出金（収入の18%）	亀は 2495000 F 拠出金を支払ったので、24950 ポイント。さらに、50 万Fで5000 ポイントを買う。	兎は 1360000 F 拠出金を払う（マダム兎は専業主婦として家庭にいたので少ない）ポイントは13600となる。
カップルによって育てられる子ども	子ども1人にたいして11000 ポイントが与えられる	子ども5人で55000 ポイントとなるが、22200 Fの家族手当を受けているので、32800 ポイントが差し引かれる。
年金への権利	トータル 40950 ポイントで、2946000 Fの年金が、資産に付け加わる。	トータル46400 ポイントで、年金は3340000 Fとなる。

par Dominique MARCILHACY et Béatrice STELLA, Pnoramiques no57,p147.

1 Panoramiques, Éd.Corlet, no57,2002.

2 Population et Avenir, Les parents ont-ils autant d'enfants qu'ils le souhaitent?,in Panoramiques,no57,p14.

3 Jean-Edouard ROCHAS, Indicateurs de fécondité :méprise parmi les démographes, in Panoramiques, no57,p17.

4 小島宏「フランスの出生・家族政策とその効果」阿藤誠編『先進諸国の人口問題—y そうしかと家族』東京大学出版会、1996年、157頁参照。

5 Michel GODET et Régine MONTI, Démographie,emploi et croissance: les illusions

dangereuses, in *Panoramiques*, no57,p32.

6 Gérard CALOT, Le vieillissement de la population:un sujet qui fâche, in *Panoramiques* no57,p26.

7 Jacques BICHOT, Nos batôns de vieillesse,in *Panoramiques* no 57,p38.

8 Pourquoi les «soixante-huitards» ont-ils rejeté la famille,entretien avec Jean-Claude GUILLEBAUD,in *Panoramiques*,no57,p62.

9 Dominique MARCILHACY, «Chers » enfants, *Panoramiques* no57,p72.

10 Evelyne SULLEROT, Le comportement des femmes et la baisse de la fécondité, in *Panoramiques* no57,p80.

11 Jacques BICHOT,Une grande politique familiale sans argent?C'est possible! ,in *Panoramiques* no 57,p166. Dominique MARCILHACY et Béatrice STELLA, Que faire pour rendre justice aux parents? ,in *Panoramiques* no57,p144.

## 最近におけるフランス家族政策の展開

須田 文明

はじめに

以下の論考は、O. Buttner, M-T. Letablier, et al. *L'Action Publique face aux Transformations de la Famille en France. Rapport de Recherche, CEE, fev.2002* 他に関連資料の紹介が多く部分を占めている。多くの論者が認めるように、フランスの家族政策は時の政権の性格（右派であるか左派であるか）により、「家族主義」と「フェミニズム」との間を揺れているのであり、97年以降のジョスパン首相の下での家族政策は、「家庭生活」と「職業生活」との調和、男女平等、父親の育児参加といった「フェミニズム」の色彩が濃く現れた時期である。本稿で取り上げる Buttner と Letablier 等の論考は97年以降の公共政策としての家族政策が準拠すべき参照枠組みが、男女平等、連帯（家族手当の貧困家庭への重点的配分）という原則に基づいていることを明らかにしている。

97年以降の家族政策の展開についてはこの資料を中心に第3部で紹介するとして、その前に、こうした政策の背景にあるフランスの職業生活と家族生活に関する実状をいくつかの統計やアンケート調査などを利用してしながら検討し（第1部）、さらにフランス家族政策の中心をなす様々な家族給付の動向をみておくことにしよう（第2部）。

### 第1部 フランスの職業生活と家庭生活

#### 第1章 生活様式に見る男女の格差

97年以降の家族政策は男女の平等を一つの参照基準としてきたが、最近の資料によりながらフランスの男女平等の現状を見ておこう(INSEE Premiere,no.834,2002)。

表1：年齢による男女の生活様式 (%)

	親元		独居		夫婦		夫婦+子		単親		その他	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
>25歳	86.6	90.6	3.9	3.2	3.8	1.7	1.4	0.5	0.5	0.0	3.8	4.0
25-29	15.0	29.1	15.4	18.0	27.3	25.6	32.7	19.6	4.9	0.3	4.6	7.4
30-44	3.0	7.6	8.2	13.5	8.6	11.0	66.9	61.6	10.9	1.4	2.5	4.9
45-59	1.1	2.2	11.8	11.5	32.7	27.2	42.2	52.1	9.4	2.4	2.8	4.6
60-74	0.3	0.5	27.3	13.2	53.7	64.7	8.2	15.1	4.6	1.2	5.8	5.3
<75	0.0	0.0	48.4	20.0	23.9	62.8	1.5	5.2	4.5	1.4	21.6	10.6

資料：1999年人口センサス（註：「その他」は複数世帯、集合施設）

表1から見られるように、娘の方が息子よりもより早期に親元を離れている。20～24歳では娘の47%が親元で暮らしているのに対し、息子では64%である。彼女たちの17%はすでに夫婦で暮らしている。こうした格差は25～29歳でも残っている。



また表1から読みとれるように、30～45歳では11%の女性が単親で子どもを扶養しているのに対し、男性のそれは1.4%にしかすぎない。45歳以上でみると男性はより多く子供のいる夫婦となっている。彼らはより遅く家族を形成し、離婚した場合でもより早期に夫婦の生活を再開することがわかる。また75歳以上では、女性が2倍多く、複数世代や集合施設で暮らしている。1999年では、75歳以上の女性の12%が集合施設で暮らしているのに対し、男性では6%であった。

## 第2章 就業状態に見る男女の格差

2001年3月時点で、25～49歳の年齢階層で、女性の80%が就業していたのに対し、男性では95%であった。またこの時点で、1,060万人の女性が雇用され、130万人が失業中であった。女性の失業率は10.7%で男性のそれは7.1%であった。

表2：就業人口の内訳 (%)

	女性	男性
・失業	10.7	7.1
・就業		
(フルタイム)	62.2	88.2
(パートタイム)	27.1	4.7
(内、非自発的)	8.5	2.0
全体	100.0	100.0

資料：Enquete emploi 2001, INSEE

表2で見ると、パートタイムでの就業が女性で多く、そのうち、やむなくパートで勤務しているものが8.5%を占めている。また職業生活と家庭生活との関連は、女性が結婚して子供がいるかどうかに応じて異なる。2001年に、結婚して1人ないし2人の子供を持つ女性の80%が就業しているが、1990年には73%であった。2001年で3歳以上の子供を3人以上持つ女性から就業率が低下し(64%)、パートタイムの割合が増える。なおこの64%中で30%がフルタイムで働いているのに対し、26%がパートタイム、8.4%が失業中であった。

また、賃金で見ると表3のような実態が明らかになる。

表3：男女の年間平均賃金格差(私企業、準公企業)(ユーロ)

	女性	男性
・上級管理職	31,690	41,940
・中間的職業	19,290	22,380
・被雇用者	14,420	15,770
・労働者	12,540	15,390
・全体	17,440	21,390

資料：INSEE, DADS, 2000

表3からは上級管理職である方が、男女の賃金格差が多いことがわかる。

### 第3章 世帯別、男女別の時間配分

最近の家族政策は職業生活と家庭生活との調和を目指しているが、男女間でのこうした生活様式にどのような違いが見られるのであろうか。次の表からおおよその傾向をつかむことができよう。なお、以下の資料は M.A.Barrere-Maurisson et al."Le partage des temps pour les hommes et les femmes", Premieres Syntheses,no.11-1,2001 による。

表4：世帯別の1週間の時間配分 (時間・分)

	職業勤務	育児	家事	個人的	身体的	合計
独居世帯	38h33	-	18h47	29h50	58h34	145h42
・女	38h34	-	24h20	29h33	59h31	151h59
・男	38h31	-	14h59	30h01	57h54	141h26
夫婦のみ	39h04	-	18h25	30h43	64h40	152h52
・妻	34h15	-	24h14	28h12	67h05	153h46
・夫	43h17	-	13h21	32h56	62h32	152h05
一人親	30h21	20h42	30h09	26h50	57h22	165h23
夫婦+子	33h25	19h44	24h55	24h07	61h01	163h12
・妻	25h42	25h16	36h11	23h06	61h50	172h06
・夫	41h47	13h39	12h41	25h13	60h07	153h27

資料：MATISSE-Enquete DFT,1999。(註：申告された時間は理論的な時間(24x7=168)と異なる。職業勤務時間には通勤時間も含まれる。身体的時間は睡眠や食事等)

さらに次の表は子供のある夫婦世帯の時間配分である。

表5：有子世帯の就業別時間配分

	職業勤務	育児	家事	個人的	身体的	合計
フルタイム夫	46h09	12h40	11h30	25h05	60h55	156h21
フルタイム妻	46h25	21h10	29h58	19h25	61h25	178h23h
パートタイム妻	33h11	21h44	38h06	23h47	61h46	178h33
無職妻	-	30h26	43h22	27h13	61h48	162h48

出所：同上

上の二つの表からわかるのは、単親世帯(たいていは女性の場合)は、二人親世帯よりも育児に時間を割けないということである。またあらゆるカテゴリーを通じて家事労働は育児時間よりも長い、有子父親のみが育児時間の方が多い。

さらに以上の結果は次の各表に示される。

表 6 : 時間配分 (妻非就業) (%)

	フルタイム夫	非就業妻	全体
職業時間	100.0	0.0	100.0
育児	30.2	69.8	100.0
家事	21.6	78.4	100.0
個人的	49.0	51.0	100.0
身体的	50.7	49.3	100.0

表 7 : 時間配分 (妻パートタイム)

	夫フルタイム	妻パートタイム	全体
職業時間	61.4	38.6	100.0
育児	40.0	60.0	100.0
家事	25.6	74.4	100.0
個人的	54.6	45.4	100.0
身体的	53.0	47.0	100.0

表 8 : 時間配分 (妻フルタイム)

	夫フルタイム	妻フルタイム	全体
職業時間	53.1	46.9	100.0
育児	40.6	59.4	100.0
家事	30.4	69.6	100.0
個人的	59.6	40.4	100.0
身体的	53.1	46.9	100.0

表 9 : 子供のいる世帯での時間配分

	職業時間	育児・家事	その他	全体
フルタイム夫	29.5	10.0	60.5	100.0
フルタイム妻	26.0	22.4	51.6	100.0
パート妻	18.6	28.4	53.0	100.0
非就業妻	-	36.6	63.4	100.0

上の各表からわかるのは、1日の24時間の内、女性が11時間を働き、内4時間20分が家事労働で、2時間10分が育児時間である。それに対し男性は、10時間が労働、内6時間30分が職業勤務、2時間10分が家事労働、1時間が育児時間となる。また、家事や育児などの無報酬の労働が、フルタイム妻の22%、パートタイム妻の28%、非就業妻の36%の時間を占めている。これに対し、フルタイム夫についてはこうした無報酬労働は10%を占めるにすぎない。

## 第2部 家族給付の動向

この第2部の叙述は、B. Lhommeau, “Les prestations familiales et de logement en 2000”, *Etudes et Resultats*, no.140, 2001 の簡潔な説明に多くを負っている。各種給付についての説明は第2部末の「参考」欄を参照してほしい。

### 第1章 家族給付

家族給付は子供の扶養や出産助成、乳幼児助成、単親家庭支援などに関わる給付や手当からなる。ここ10年の間、乳幼児保育施設の収容能力の上昇とその多様化が、とりわけ母親に対して、職業生活と家庭生活を調和させるための一連の措置をなしていた。1990年における認可保母雇用家族助成 AFEAMA の制定の後に、1995年には教育親手当 APE が第二子にまで拡張された。この年には養子手当 AA が設置され、家庭保育手当 AGED の金額が増額された。最近の二つの家族会議（2000年6月、2001年6月）もこうした傾向に沿っている。こうして、2001年には、乳幼児の保育機関の設置により中期的には3～4万人の追加的な幼児の保育機関受け入れを可能とするとされた。これを機会に設置された乳幼児投資基金は当初2億 2,870 万ユーロの予算規模であったが、2001年の家族会議（第3部参照）の時点では、さらに1億 5,200 万ユーロを増額された。また認可保母雇用補助加算 (AFEAMA) の補足額は定額であったのだが（月額 125.92 ユーロ）、貧困家庭には月額 195.68 ユーロ、平均的所得の家庭には 154.72 ユーロと増額された。

さらに2000年7月15日以降、生活保護制度 *minima sociaux* のいずれかの受給者で、かつ6歳未満の子供の親である女性は『女性就業再開助成 ARAF』という新しい助成金を受けられるようになった（もし彼女が2ヶ月以上の雇用の場を得てその月額報酬額が1,296 ユーロ以下である場合）。同様に、養育親手当 APE 受給者の早期の就業復帰を促進するために、2001年1月以降、復帰しても2ヶ月間その受給が維持される（就業再開が末子の18ヶ月から30ヶ月の間になされる場合）。最後に、2001年の家族会議は父親の有給休暇の実施を規定しており、これにより父親が子供の誕生後最初の1ヶ月において子供と2週間過ごすことができる。

90年代後半において社会保障の赤字解消のための経済措置によって、いくつかの家族給付に所得制限が付くようになった（1996年の短期幼児手当 APJE と養子手当 AA を皮切りに）。この期間の最も重要な改革は1998年の3月から12月の家族手当の所得制限であった（貧困家庭にこれを優先的に当てるため）。その翌年に家族手当が再び該当する全家庭に支給されることになったが（普遍主義への復帰）、そのかわりに家族係数に結びついた減税の上限額が低下することになった（1999年1月1日以降実施）。

しかしながらこうした補助金の所得に応じた絞り込みは必ずしもこれらを貧困家庭だけに向けることにはならなかった。というのも、所得制限のために取られた上限額は非常に高めに設定され、平均的所得層に有利に働いたからである（APJE の場合）。また所得制限なしのいくつかの給付が一般的に平均的な規模の所得層に向けられているからである（家族